

**入所・入園基準**

- 保護者が次のいずれかに該当し、保育を必要とする場合
- ① 仕事をしている場合  
(月48時間以上)
  - ② 母親が出産の場合  
(出産予定日の8週間前の属する月の初日から出産後8週間を迎えた日の属する月の末日まで)
  - ③ 病気または障害がある場合
  - ④ 同居親族の介護・看護を常時している場合
  - ⑤ 震災、風水害、火災など、その他の災害の復旧にあたっていている場合
  - ⑥ 求職活動を継続的に行っている場合(最大90日間)
  - ⑦ 就学、職業訓練をしている場合
  - ⑧ 育児休業取得の場合
- (令和7年4月1日現在で満3歳以上の児童に限る)
- ※小方認定子ども園の教育認定で申し込みをする場合は、この入所・入園基準に該当する必要があります。

**申し込み**

令和7年4月中旬に新たに入所・入園を希望する方

※第2次申し込みは第1次申し込み、第3次申し込みは第2次申し込みでの利用調整後に空きがある保育所・保育園・認定子ども園・小規模保育園でのみ利用調整を行います。

**令和7年度**

**保育所・保育園・認定子ども園・小規模保育園**

**入所・入園申し込み受け付け**

問い合わせ  
福祉課 ☎592148

令和7年5月以降に新たに入所・入園を希望する方

入所・入園希望月の前月10日まで(10日が閉庁日の場合は直前の閉庁日まで)に福祉課に申し込んでください。

申込書類は、福祉課、各保育所・保育園・認定子ども園・小規模保育園で配布します。市ホームページからもダウンロードできます。

**受付場所**

福祉課(郵送可※締め切り日必着)

※保育所・保育園・認定子ども園・小規模保育園、支所では受け付けできません。

**受付期間**

第1次	12月2日(月)~令和7年1月10日(金) ※土・日曜日、祝日、12月30日(月)~令和7年1月3日(金)は除く。	8時30分~17時15分
第2次	令和7年1月14日(火)~2月10日(月) ※土・日曜日は除く。	8時30分~17時15分
第3次	令和7年2月12日(水)~3月10日(月) ※土・日曜日、祝日は除く。	8時30分~17時15分



**保育所・保育園**

保育所(園)	ところ	電話	認可定員	開所(園)時間	
				月~金	土
大竹保育所(※1)	本町1-4-8	52-2268	110人	7時30分~18時30分	7時30分~18時
玖波保育所	玖波5-8-5	57-7307	45人	7時30分~19時30分 (18時30分以降別途料金)	7時30分~18時
知恩保育園	玖波3-11-12	57-7322	70人	7時30分~19時 (18時30分以降別途料金)	7時30分~18時

※1 大竹保育所は、令和8年2月ごろから元の所在地(白石1-14-15)に移転する予定です。

**認定子ども園**

認定子ども園	ところ	電話	認可定員	開所(園)時間		
				月~金	土	
ひまわりさかえ子ども園	西栄3-12-23	52-2522	150人	7時15分~19時15分 (18時15分以降別途料金)	7時15分~19時15分 (18時15分以降別途料金)	
フルムーンインターナショナル子ども園おおたけ	東栄1-8-33	30-9015	81人	7時30分~19時 (18時30分以降別途料金)	7時30分~19時 (18時30分以降別途料金)	
小方認定子ども園	小方1-11-1	59-3000	保育認定	165人	7時30分~19時 (18時30分以降別途料金)	7時30分~18時
			教育認定	15人(※2)	9時~16時30分	-

※2 小方認定子ども園の教育認定は、令和7年4月1日時点で満3歳児以上が利用できます。

**小規模保育園**

小規模保育園	ところ	電話	認可定員	開園時間	
				月~金	土
こぐま園(※3)	油見1-15-8	93-2647	18人	8時~18時	8時~18時

※3 小規模保育園は、0歳児から2歳児までを対象とした保育園です。

**小方認定子ども園で年末保育をします**

**仕事や病気で保育が必要な方**

対象児童  
大竹保育所・小方認定子ども園に入所・入園中の満1歳以上の児童で、利用日に保護者の就労や疾病などで年末保育が必要な児童(定員に空きがあれば、入所・入園中以外の児童も利用できる場合があります)

利用日時  
12月30日(月) 7時30分~18時

利用料金  
○3歳未満児 2000円  
○3歳以上児 1500円  
※住民税非課税世帯は無料  
(年齢は令和6年4月1日時点)

**給食など**

給食は用意しませんので、各自で弁当を持参してください。おやつは用意します。

**申し込み**

大竹保育所・小方認定子ども園に申請用紙を提出してください。(用紙は大竹保育所・小方認定子ども園にあります)

同様の事業を知恩保育園でも12月30日(月)に実施予定です。入園の方は、保育園へ問い合わせてください。

**令和6年9月能登半島大雨災害義援金にご協力ください**

問い合わせ  
日本赤十字社広島県支部  
大竹市地区事務局(地域介護課内)  
☎28-6226

令和6年9月能登半島大雨災害で被災された方を支援するため、日本赤十字社広島県支部大竹市地区では、次のとおり義援金を受け付けます。皆さんの温かいご支援をお願いします。

受付期間  
令和7年3月31日(月)まで

○窓口で寄付  
地域介護課地域支援係に申し出てください。

ご協力いただいた義援金は、全額、日本赤十字社を通じて被災された皆さんに届けます。

市制施行70周年市民提案事業助成金交付事業  
**みんなで作ろう**  
**大神楽公演**  
 12月8日(日)  
 13時〜17時  
 栄公民館



問い合わせ  
 南栄1丁目自治会(実行委員会 中山)  
 ☎53-1249

## 事業主の皆さんへ 個人住民税を 特別徴収に

問い合わせ  
 市民税務課 ☎59-2128

地方税法では、所得税と同様に給与を支払う事業主(給与支払者)が従業員(納税者)へ支払う給与から個人住民税を天引きして、従業員が

住む市町村に納付(特別徴収)することが定められています。  
 特別徴収にすると、従業員は納付に行く手間が省け、税の納め忘れも防げます。また、納期が年12回になるため、個人納付(普通徴収)に比べて1回当たりの納税額が少なくなります。

県内全ての市町では、納税者間の公平性、納税者の利便性などを確保し、納税忘れなどを防ぐため、従業員の個人住民税は一部例外を除き、原則全て特別徴収となっています。

事業主の皆さん、個人住民税の特別徴収実施について、ご理解とご協力をお願いします。

## 都市計画変更案の縦覧

問い合わせ 都市計画課 ☎59-2167

都市計画の変更案(①「広島圏都市計画区域区分」、②「広島圏都市計画用途地域」)の縦覧を行います。この計画に対して意見がある方は、縦覧期間中に、①は広島県に、②は市に意見書を提出することができます。

### 縦覧期間

12月9日(月)〜23日(月)(土・日曜日を除く) 8時30分〜17時15分

### 縦覧場所

県庁都市計画課  
 市役所都市計画課

※②については市都市計画課のみの縦覧になります。

### 都市計画変更案の概要

市街化区域内にある土砂災害特別警戒区域のうち、建物のない低未利用地の一部を市街化調整区域へ編入し用途地域の指定を解除します。

## 人権週間

12月4日(水)〜10日(火)

「誰か」のことじゃない  
 自分自身のこととして

問い合わせ  
 自治振興課 ☎59-2145

人権とは、人が人らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利です。1948年(昭和23年)12月10日、国際連合第3回総会で世界人権宣言が採択されました。採択日である12月10日は人権デーと定められています。法務省は翌年の1949年(昭和24年)から毎年、人権デーを最終日とする1週間を「人権週間」と定め、人権を尊重する意識を高めるよう呼びかけています。

しかしながら、今なおいじめや虐待、性被害、インターネット上の誹謗中傷、感染症や障害、国籍、性的マイノリティであることを理由とする不当な差別や偏見など、さまざまな人権問題が存在しています。これらの問題を、「誰か」のことではなく、自分自身のこととして考え、多様性が尊重され、全ての人がお互いの人権や尊厳を大切にできる社会を作りましょう。

## 命の花を咲かせて 『人権の花運動』

子どもたちが協力して花を咲かせることで、命の大切さや思いやりの心を育ててほしいという願いを込めて毎年行っている『人権の花運動』。人権擁護委員らが、10月22日に広島



今からみんなで育てます。

市立図書館に「障害者週間コーナー」を設置

障害に関する本の展示を行います。

とき 12月1日(日)〜26日(木)

ところ 市立図書館

### ポスター掲示

市内の障害に関する事業所や団体などが活動を紹介したポスターを掲示します。

とき 12月3日(火)〜9日(月)

ところ ゆめタウン大竹

## 障害のある人たちが作ったモノ身近に。 @っとひろしま!つながるキャンペーン 「@っとひろしま!マルシェ」開催

問い合わせ  
 キャンペーン事務局(広島県就労振興センター)  
 ☎082-252-3100

障害のある方が一つ一つ丁寧に作ったお菓子や食品、雑貨などをたくさんの方に手に取ってもらえるよう、障害者週間に合わせて県内市町村舎などでの販売会を実施しています。

販売会を通して、障害のある方や障害者福祉事業所の活動への理解を深め、障害のある方の自立や社会参加の促進を図ることを目的としています。

とき 12月13日(金)12時〜13時

ところ 市役所南玄関前

### 内容

県内事業所が作ったお菓子や事業所紹介などを実施します。大竹市の事業所も出店します。購入した方に広島東洋カープの当キャンペーン限定メモ帳をプレゼント。  
 ※数に限りがあります。

## 12月3日(火)〜9日(月) 『障害者週間』

一本の展示やポスター掲示もー

問い合わせ  
 福祉課 ☎59-2146

# その通信販売は大丈夫？ 「最終確認画面」をよく確認しましょう！

問い合わせ

- ◆市消費生活センター（産業振興課内） ☎573236  
【相談日】火・金曜日（祝日・年末年始を除く）  
9時から12時・13時から16時
- ◆消費者ホットライン ☎188（泣き寝入りイヤヤ）

通信販売事業者は、通信販売の「最終確認画面」において、顧客が「注文確定」の直前段階で、下表の各契約事項を簡単に再確認できるように表示する義務があります。通信販売で商品などを購入する場合には、最終確認画面に表示された契約条件をよく確認してください。

## 内容をスクリーンショットで保存

事業者側が表の①から⑥の事項について表示しないことにより、消費者に誤認を与えた場合、誤認して申し込みをした消費者は、契約の申し込みの意思表示を取り消せる場合があります。最終画面の表示内容がスクリーンショットなどを活用し、証拠として残すようにしましょう。最終画面に表の事項の表示がない場合は、消費者ホットライン（188）にすぐ相談してください。

「これって1回限りじゃないの?」「通販申し込み前の確認ポイント」

- 1回限りの購入? 継続的な購入?
- 継続的な購入の場合、回数は? 解約しないとずっと続く?
- 継続的な購入の場合、総額や一定額での支払額は?
- 継続的な購入の場合、1回目の商品価格は安くても、2回目以降の商品価格が高いことがあるため、2回目以降の商品価格や総額をしっかりと確認しましょう。
- 解約方法・条件や返品方法・条件は? 支払い時期や引渡時期は?
- 継続的な購入の場合は、2回目以降の商品は前回の商品が届いてから何日後に届くか、後払いの場合は、商品が届いてから何日以内に支払うのかを確認しましょう。  
(消費者庁チラシより)

## 最終確認画面の表示内容

①分量	②販売価格・対価	③支払いの時期・方法
数量、回数、期間等を表示。定期購入契約の場合、各回の分量、総分量も表示。	複数商品を購入する場合、支払い総額も表示。定期購入契約の場合、2回目以降の代金も表示。	定期購入の場合、各回の代金請求時期も表示。
④引き渡し・提供時期	⑤申し込みの撤回、解除に関する事	⑥申込期間 (期限のある場合)
定期購入の場合、各回の商品発送時期も表示。	返品や解約の条件、方法、効果等を表示。定期購入契約で解約の申し出に期限がある場合、申出期限を表示。	季節商品のほか、期間限定販売を行う場合、その申込期限を表示。

先々のこと考えて



正義の味方  
引っかかるないカモくん

病气やけがなど、万が一への備え

心身に障害を負ったときには「障害基礎年金」が、亡くなられたときには「遺族（子のいる配偶者または子）に「遺族基礎年金」が支給されます。一定の要件を満たしていない場合、受給できないことがあります。※老齢基礎年金とあわせて受給することはできません。

また、国民年金保険料は、確定申告の際に「社会保険料控除」として認められます。「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が届いたら確定申告の際に活用してください。

市税などの滞納がないことなど条件があります。

対象の省エネ家電については、市内の家電販売店へ相談してください。

予算上限に達し次第、買い替え支援事業を終了します。

## 申請する際の注意事項

1世帯1品目につき1回限りの申請です。1品目を複数台購入した場合は（エアコン2台など）は、合計金額で申請できますが、1回にまとめての申請になりますので注意してください。

提出前に、申請書類がそろっていることを確認してください。



## 国民年金の役割

—— 生涯の保障です ——

問い合わせ

- 広島西年金事務所 ☎082-535-1505
- 保健医療課 ☎592141

## 老後を支える終身保障

国民年金保険料を納付した期間や金額に応じて、「老齢基礎年金」を受け取ることができます。受給開始から亡くなるまでの間受け取ることができる、生涯の保障です。

令和6年度に限り、家庭でのエネルギー費用負担を軽減するために、省エネ性能の高い家電への買い替えを支援しています。

## 対象製品

8月1日から12月31日までの間に購入し設置したもの（申請期限は、1月31日（金）まで）で、市内にある店舗で購入した新品（未使用品）であり、現在使っている自宅の家電と買い替えたものが対象です。

ただし、インターネットで購入したものは対象外です。買い替え支援のため、新たに購入・設置するものは対象となりません。また、申請できる方は、大竹市の住民であること、

お忘れませんか?  
「省エネ家電の買い替えを支援しています」  
12月31日までの購入・設置製品が対象  
最大10万円補助(上限:エアコン5万円 冷蔵庫5万円)

問い合わせ 環境整備課 ☎59-2154

## おおたけ。ごみ事情 No.77

# 「もやすごみ」として出す前に!

ごみを分別して出すと、資源として使えるものは、リサイクルにより生まれ変わることが出来ます。市民の皆さんの協力もあり、おおたけ適正なごみ出しとなっていますが、もやすごみに容器包装プラスチックやペットボトルなど、リサイクルできそうなものが交じっていることがあります。さらなる分別の徹底にご協力ください。

実はもやすごみでなく、プラごみとして出せるもの

【食品用トレーやパックの場合】  
汚れや臭いがひどくなければ、軽くゆすぐ程度で構いません。また、値札などシールやラベルが貼ってあっても、無理にはがしきれなくても問題ありません。

【お菓子の袋の場合】  
汚れや臭いがひどくなければ、中身をはらうだけで大丈夫です。

毎月第1土曜日は「ひろしま環境の日」です。

「ひろしま環境の日」一斉行動

12月のテーマ

やってみよう省エネ生活!

~できるだけ階段を利用しよう~



家庭で、職場で、できることから始めましょう。

環境整備課 ☎59-2154

問い合わせ  
環境整備課リサイクルセンター ☎52-5101